

産業医傷害総合保険

◆ 傷害総合保険(就業中のみの危険補償特約セット)

この保険は、富山県医師協同組合を契約者とする団体契約です。

産業医が安心して産業医活動に従事するための専用保険

団体割引 **5** %

天災危険補償
特約つき



申込締切日

2023年2月28日(火) 以降、随時中途加入可能

被保険者

事業者(加入者)が指定する産業医

保険期間

2023年4月1日 午後4時から1年間

保険料取扱い

指定口座(富山県医師信用組合)への振込

問い合わせ先

富山県医師協同組合 076-429-7185

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

取扱代理店：富山県医師協同組合

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとみなします。

産 業 医 傷 害 総 合 保 険

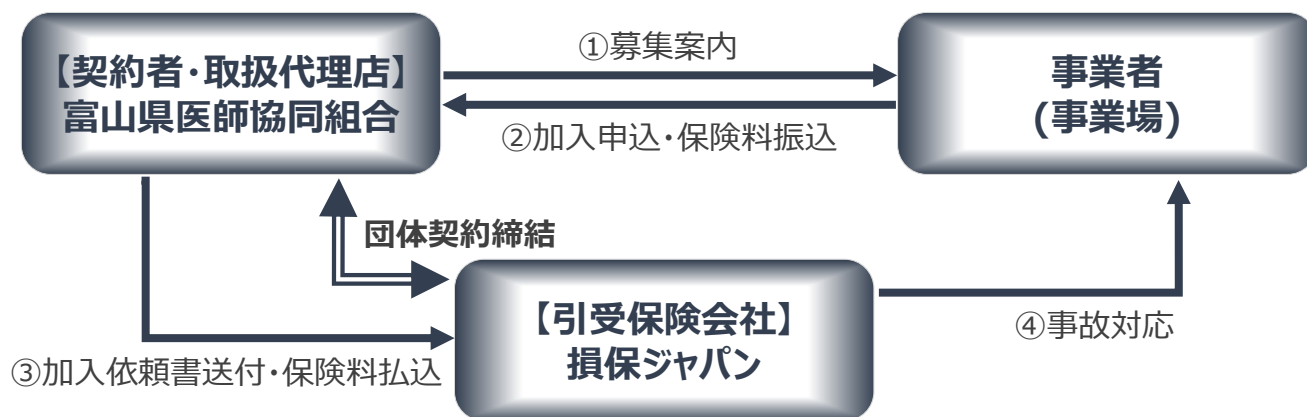
労働安全衛生法により事業者は事業場の規模に応じて定められた人数の産業医を選任し、労働者の健康管理を行います。産業医は事業者には雇用される労働者ではないことから、一般的には労働保険(労災保険+雇用保険)の対象にはなりません。そのため、産業医は職場巡視等の産業医活動の遂行中に受けた災害に対し一切の補償がない状態であるといえます。

富山県医師協同組合は、日本医師会認定産業医を紹介する富山県医師会の関連団体として、産業医がより安心して産業医活動に従事できるよう本制度をご案内しております。本制度にて産業医が安心して働ける環境の確保をお願いいたします。

1. この保険は・・・

産業医(被保険者)が自宅を出て、本制度加入の事業場に行き、産業医として業務に従事しその事業場から自宅に帰るまでの間に、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガに対し保険金が支払われます。保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので必ずご参照ください。

2. 本制度の仕組み・・・



3. お支払いする保険金は・・・

産業医が自宅を出て、事業場に行き産業医としてその業務に従事し、その事業場から自宅に帰るまでの間に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に下記の保険金をお支払いします。

<1> 死亡・後遺障害保険金	3,000万円
<2> 入院保険金	日額 15,000円
<3> 通院保険金	日額 10,000円
<4> 手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍

4. 保険料・・・

平均活動日数	7日以内	15日以内	30日以内	60日以内
1事業所 1産業医あたり 年間保険料	5,150円	8,600円	12,100円	15,450円

- ◆職種級別A級、就業中のみの危険補償特約・天災危険補償特約セット、団体割引5%、一時払
- ※保険料は産業医の業務日数に基づき算出しています。
- ※中途加入の場合でも、産業医としての活動日数を上記の日数以内で予定している場合、保険料は上記と同じです。
- ※平均活動日数が61日以上である場合は、富山県医師協同組合までお問合せください。

5. 契約者および被保険者は・・・

契約者：富山県医師協同組合

被保険者：事業者(加入者)が指定する産業医

6. 保険期間と申込締切日・・・

保険期間：2023年4月1日午後4時 から 2024年4月1日午後4時
申込締切日：2023年2月28日(火)

7. ご加入方法は・・・

1. 加入申込書の返送 同封の加入申込書に必要事項をご記入・ご捺印のうえご返送ください。
2. 保険料の払込み 2023年3月24日(金)までに入金となるように、下記振込先までお振込みください。

【振込先】

富山県医師信用組合 本店

普通口座 0030500

口座名義 トヤマケンイキョウトウクミアイシュウノケンゴウ

* 送金手数料は差し引かずにお振込みください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
 【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み :この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者 :富山県医師協同組合
- 保険期間 :2023年4月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日 :2023年2月28日(火)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等
 :引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますのでご確認ください。
- 加入対象者 :産業医委嘱契約書により産業医契約を結ばれている事業場
- 被保険者 :ご指定の産業医 ※被保険者本人のみが保険の対象となります。
- お支払方法 :2023年3月24日(金)までに所定の口座までお振込み手続き願います。(一時払)
- お手続き方法 :下表のとおり必要事項にご記入の上、ご加入窓口の富山県医師協同組合まで送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入の皆さま		添付の「加入申込書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(添付した「加入申込書」に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	添付の「加入申込書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	希望される内容を記載した「加入申込書」をご提出いただけますので、ご加入窓口の富山県医師協同組合までご連絡ください。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入申込書」をご提出いただけますので、ご加入窓口の富山県医師協同組合までご連絡ください。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入申込書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入申込書の修正方法等は富山県医師協同組合までお問合せください。

(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別表をご確認ください。

- 中途加入 :保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日から2024年4月1日午後4時までとなります。
 保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の前日までに所定の口座までお振込み手続き願います。(1回払)
- 中途脱退 :この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の富山県医師協同組合までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金 :この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。



補償の内容

【保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※1)(※2)をされた場合に、保険金をお支払いします。

- (※1)「就業中のみの危険補償特約」がセットされていますので、被保険者が自宅を出て、事業場に行き産業医としてその業務に従事し、その事業場から自宅に戻るまでの間の事故によるケガにかぎり、保険金をお支払いします。
- (※2)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
- (注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

傷害(国内外補償)		
保険金の種類	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額 </div>	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合は除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合 (4%~100%) </div>	
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として1日につき入院保険金日額をお支払いします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 入院保険金の額 = 入院保険金日額 × 入院日数(1,000日限度) </div>	
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 10(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 5(倍) </div> (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 通院保険金の額 = 通院保険金日額 × 通院日数 (事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) </div> (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと

【注意喚起情報のご説明】

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご加入者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★被保険者の職業または職務
 - ★他の保険契約等(※)の加入状況
- (※)「他の保険契約等」とは、個人用所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- * 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - * 告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3.ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
 - ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
 - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
 - 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。
- <他の身体障害または疾病の影響>
- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4.責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の2023年4月1日午後4時に始まります。
* 中途加入の場合は、加入依頼書および保険料が毎月末日までに取扱代理店に到着したものは、翌月1日に保険責任が始まります。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

check1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険料、保険料払込方法
- 保険金額
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと
- 保険期間

check2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 職種級別はご加入いただく契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
被保険者の「職種級別」は正しいですか。



職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

check3 お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

取扱代理店	富山県医師協同組合 富山市蜷川336 076-429-7185	受付時間：平日の午前9時から午後5時まで
引受 保険会社	損害保険ジャパン株式会社 富山支店法人支社 富山市本町3-21 076-444-5005	受付時間：平日の午前9時から午後5時まで
指定紛争 解決機関	損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と 手続実施基本契約を締結しています。 損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。 <窓口> 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 【ナビダイヤル】0570-022808 <通話料有料> 受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)	
事故受付	事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。 事故サポートセンター 0120-727-110 受付時間：24時間 365日	

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。